

〇〇町長殿			現住所		世帯番号					
					宛名番号					
					指定番号					
					申告区分					
提出年月日			フリガナ		個人番号		電話番号			
年	月	日	氏名							
			生年月日		世帯主の氏名		続柄		業種又は職業	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料
	合 計			
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
⑯ 地震保険料控除	介護医療保険料の計			
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ □ 寡婦控除	⑱ □ ひとり親控除	⑲ □ 勤労学生控除 (学校名)	□ 未成年
	()			
⑳ 障害者控除	フリガナ氏名	障害区分	本人障害の程度	
	個人番号			
	フリガナ氏名	障害区分		
	個人番号			
㉑～㉒ 配偶者特別控除、配偶者同一生計配偶者	配偶者	生年月日	配偶者の合計所得金額	
	個人番号		□ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)	
㉓ 扶養控除	フリガナ氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
	個人番号		控除額	万円
	フリガナ氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
	個人番号		控除額	
1 扶養親族の 控除対象外	フリガナ氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
	個人番号		扶養区分	
	フリガナ氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄
	個人番号		扶養区分	
扶養親族		年少扶養	障害者(配偶者含)	扶養控除額の合計 (人)
特定(内同居)老人		一般	(内同居)特障 普通	
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。				
㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち 災害関連支出の金額	
㉕ 医療費控除	支払った医療費等		保険金などで補てんされる金額	

1 収入金額等	事業	営業等	ア
		分離肉用牛	
	農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	(内専給)
	公的年金等	キ	
	雑	業務	ク
		その他	ケ
2 所得金額	事業	営業等	①
		免税所得	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	公的年金等	⑦	
	雑	業務	⑧
		その他	⑨
4 所得から差し引かれる金額	合計 (⑦+⑧+⑨)		⑩
	総合譲渡・一時		⑪
	合 計		⑫
	繰越損失		
	社会保険料控除		⑬
	小規模企業 共済等掛金控除		⑭
	生命保険料控除		⑮
	地震保険料控除		⑯
	寡婦、ひとり親控除		⑰～⑱
	勤労学生 障害者控除		⑲～⑳
配偶者(特別)控除		㉑～㉒	
扶養控除		㉓	
基礎控除		㉔	
⑬～㉔までの計		㉕	
雑損控除		㉖	
医療費控除		㉗	
合計 (㉕+㉖+㉗)		㉘	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

☐ 給与から差引き (特別徴収)
☐ 自分で納付 (普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

フリガナ		生年月日	世帯番号	-
氏名			宛名番号	
個人番号			電話番号	

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	1 収入金額	短期譲渡	一般分	ス	
							軽減分	セ	
						長期譲渡	一般の譲渡	ソ	
							優良住宅地等に係る譲渡	タ	
							居住用財産の譲渡	チ	
							一般株式等の譲渡	ツ	
							上場株式等の譲渡	テ	
							先物取引	ト	
		特例適用条文							

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目			必要経費	4 所得金額	短期譲渡	一般分	㉨	
	事業	譲渡	雑				軽減分	㉩	
	事業	譲渡	雑			長期譲渡	一般の譲渡	㉪	
	事業	譲渡	雑				優良住宅地等に係る譲渡	㉫	
	事業	譲渡	雑				居住用財産の譲渡	㉬	
							一般株式等の譲渡	㉭	
							上場株式等の譲渡	㉮	
							先物取引	㉯	
		特例適用条文							

5 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額＝A－〔給与所得控除額＋（B－給与所得控除額の1/2）〕 （ただし赤字の場合は0）

6 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額	B 必要経費	C 専従者控除額	D 特別控除額	E 青色申告 特別控除額	所得金額 (A－B－C－D－E)
退 職	A 収入金額	勤続年数	退職の区分	B 退職所得控除額	C 差引 (A－B)	所得金額 (C×1/2)
			☐ 一般 ☐ 障害			